

船舶事故調査報告書

令和7年4月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年2月17日 11時30分ごろ
発生場所	熊本県天草市通詞島北西方沖 小亀岩灯標から真方位248°540m付近 (概位 北緯32°33.5′ 東経130°06.2′)
事故の概要	漁船幸漁丸は、東進中、また、漁船富丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和6年2月26日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 幸漁丸、3.2トン KM3-27382（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 富丸、0.97トン KM3-24237（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷船尾部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、通詞島西北西方沖の漁場で操業を行った後、天草市二江漁港の定係地に向け、帰航を始めた。 船長Aは、手動操舵により約5ノットの対地速力で東に向けて操船中、考え事をしていて前路で錨泊中のB船に気付かないまま、A船の船首部とB船の右舷船尾部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、一本釣り漁の目的で、熊本県苓北町西川内漁港を出航し、通詞島北西方沖の漁場に到着した後、船首を南方に向けて投錨し、機関を停止して錨泊を始めたが、錨泊中を示す黒色球形象物を掲げていなかった。 B船は、汽笛、携帯式エアホーン等を備えておらず、救命胴衣に付属した笛以外に有効な音響による信号を行うことができなかった。 船長Bは、船尾方の物入れに腰を掛け、左舷側を向いて操業していたところ、ふと右舷方を見た際、右舷正横方からA船がB船に向かって接近していることに気付き、衝突の危険を感じ、釣り竿を片付けて抜錨しようとしたものの間に合わず、救命胴衣に付属した笛を鳴らす

	<p>ことを思い付かず、立ち上がってA船に向かって手を振ったが、B船とA船とが衝突した。</p> <p>船長Aは、船長Bに負傷がないことを確認した後、本事故の発生を海上保安庁に通報し、船長BをA船に移乗させ、A船によってB船を西川内漁港までえい航した。</p>
分析	<p>A船は、通詞島北西方沖において東進中、船長Aが考え事をしながら操船し、見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かないまま、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、通詞島北西方沖において船首を南方に向けて錨泊中、船長Bが、左舷側を向いて操業し、全周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、右舷正横方からB船に向かって接近しているA船に気付くのが遅れ、抜錨しようとしたものの間に合わず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、通詞島北西方沖において、A船が東進中、B船が船首を南方に向けて錨泊中、船長Aが、考え事をしながら操船し、見張りを適切に行っていなかったため、前路で錨泊中のB船に気付かず、また、船長Bが、全周囲の見張りを適切に行っていなかったため、A船に対する避航動作が遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、考え事に没頭することなく、周囲の見張りに意識を集中して、他船の早期発見に努めること。 ・ 錨泊して操業中の船長は、他船が自船に気付かずに接近する可能性を考慮し、早期に他船の接近に気付くことができるよう全周囲の見張りを行いながら、操業すること。 ・ 汽笛を備えていない船舶の船長は、携帯式エアホーン等の有効な音響による信号を行うことができる手段を備え、接近する他船を認めた場合、余裕のある時機に、これらの信号により注意喚起を行うこと。 ・ 錨泊中の船舶の船長は、錨泊中を示す黒色球形形象物を掲げること。